

「令和7年8月豪雨義援金（熊本県）」募集要綱（第3版）

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

令和7年8月10日からの大雨は、熊本県各地に多くの被害をもたらし、県内6市5町（熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、甲佐町、氷川町）に、災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害で被災された方々を支援するため、義援金を募集します。

2 義援金の名称

レイワナナネンハチガツゴウウギエンキン（クマモトケン）
令和7年8月豪雨義援金（熊本県）

3 募集期間

令和7年8月13日（水）から令和7年10月31日（金）まで

4 義援金の受け入れについて

金融機関	口座番号	口座名義
肥後銀行 <small>ヒゴ</small> 水道町支店 <small>スイドウチョウ</small>	(普) 2782199	レイワナナネンハチガツゴウウギエンキン（クマモトケン） 令和7年8月豪雨義援金（熊本県） (フク)クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
熊本銀行 <small>クマモト</small> 本店営業部	(普) 3236258	レイワナナネンハチガツゴウウギエンキンクマモトケン 令和7年8月豪雨義援金（熊本県） (フク)クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		
注) 熊本銀行のシステム上、口座名義のフリガナに () が2回使用できないため、熊本県の部分は () が付きません。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00930-3-326680	クマモトケンキョウドウボキンカイ 熊本県共同募金会 レイワナナネンハチガツゴウウギエンキン（クマモトケン） 令和7年8月豪雨義援金（熊本県）
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

※ 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

6 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町を通して、被災者へ配分されます。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

8 その他

(1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和7年8月13日から施行します。

8月18日改正（第2版）

9月12日改正（第3版）

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL) 096-354-3993

(FAX) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp